

<うら面>

⑥ 世帯の状況等に関する特記事項（世帯や収入などについて特に補足する事項）

北洋・道銀・ゆうちょのいずれかの場合は該当する金融機関に○をつけてください
上記以外の金融機関の場合は「その他」の右側に記入してください

おもて面「③世帯の状況」に記載する世帯員が 7 名以上いる場合は 7 人目以降をこちらに記入してください
その他、特に補足する事項があれば記入してください
書ききれない場合は別紙にしてください(様式不問、任意の用紙で可)
記入する事柄がない場合は空欄のままで構いません

⑦ 就学援助費の振込口座（①申請者と同一名義人の口座に限ります）

金融機関名	北洋銀行・北海道銀行・ゆうちょ銀行・その他（ ）										店名	本店	・（ 九一八 ）	支店
銀行コード				店番号			口座番号（右づめ）							
9	9	0	0	9	1	8	1	2	3	4	5	6	7	

預金（適宜の大きさに記入）

おもて面「①申請者」と同一名義人の口座になっていること(家族であっても別名義は不可)
普通預金であること(貯蓄預金、当座預金、定期預金などは不可)
記入した口座と貼り付けた通帳等の口座が一致していることを必ず確認してください

- 通帳の表紙を開いた次の見開きページ(下)
- 通帳がない口座の場合、金融機関名、店名・店番号、預金種目、口座番号、口座名義人のカナ氏名が分かるものを貼り付けてください。
- ①に記入した申請者本人名義の口座に限ります。ご家族であっても他者名義の口座は使用できません。
- 普通預金のみ使用できます。貯蓄預金や定期預金など普通以外の預金種目はお取り扱いできません。

8 受付業務の委託について

就学援助の申請受付業務については、札幌市が所管する「札幌市行政事務センター」に委託して実施します。

申請書類の不備や、確認を要する事項があるときは、学校・教育委員会のほか、**札幌市行政事務センターから申請者に直接電話連絡（発信番号：011-350-6750）をする場合がありますので、あらかじめご承知おきください。**

9 審査結果の通知

審査結果は、学校を通して書面でお知らせします。申請書を提出した学校以外の学校に在籍するお子様がいる場合は、その在籍校にも教育委員会から審査結果を通知します。

10 支給内容

就学援助が認定となった方に支給される援助の内容（支給費目）は次のとおりです。〔 〕は支給対象者です。概要のみ記載しています。詳細は対象となる方に別途ご案内します。

□は国公立(国・道・市立)学校のみ、◇は札幌市立学校のみ（◆は中等教育学校を除く）支給される費目です。

学用品費等	〔小・中学生〕	年額 13,230 円～27,310 円（学年によって異なります）
生徒会費	〔中学生〕	年額 2,340 円
入学準備金	〔(小)令和 6 年 4 月小学校入学者（認定月が令和 6 年 4 月以前の方に限る）〕	54,060 円
	〔(中)令和 6 年 4 月中学校入学者（認定月が令和 6 年 3 月以前の方に限る）〕	63,000 円
体育実技用具	〔柔道またはスキー授業実施校の小 1・小 4・中 1〕	柔道衣またはスキー用具の現物支給
□宿泊校外活動費	〔実施日前までに申請し、認定された方で行事に参加した方〕	交通費・見学科相当額
□修学旅行費	〔実施日前までに申請し、認定された方で行事に参加した方〕	実費相当額(一部対象外費用あり)
◆通学費	〔小・中学生で通学距離が一定以上など所定の要件を満たす方〕	公共交通機関利用額
◇給食費	〔小・中学生〕	給食費が無料
◇学校病医療費	〔小・中学生で所定の疾病で医療機関を受診する方〕	所定疾病分の医療費自己負担額が無料
◇災害共済掛金	〔5 月時点で認定を受けている小・中学生〕	日本スポーツ振興センター災害共済掛金が無料

※ 小学校(生)には義務教育学校の前期課程、中学校(生)には義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程を含みます。

※ 国の基準改定等により変更になる場合があります。

○就学援助の申請に関するご相談、申請書の交付・提出等については、学校にお問い合わせください。

○就学援助の制度については、札幌市ホームページでもご案内しています。「札幌市 就学援助」で検索してください。

（発行）札幌市教育委員会学校教育部教育推進課学事係 TEL：011-211-3851 メール：shugakuenjo@city.sapporo.jp

令和 5 年 10 月～令和 6 年 9 月分 札幌市就学援助 申請要領

申請書はこの中に入っています



就学援助は、経済的な事情によりお子様の義務教育にかかる就学費用の支払いにお困りの世帯に対して、学用品費、給食費、修学旅行費など、就学に要する費用の一部を援助する制度です。世帯の所得が所定額以下であるなど、札幌市が定める要件を満たす世帯が受けられます。希望される方は、以下の説明をご覧くださいのうえ申請してください。

1 就学援助の対象となるお子様

・令和 5 年 10 月時点で**小学校・中学校**に在学しているお子様

・令和 6 年 4 月に**小学校に入学する**お子様

義務教育学校前期課程は小学校、義務教育学校後期課程・中等教育学校前期課程は中学校と読み替えてください。

2 認定要件（就学援助を受けられるための要件）

札幌市内にお住まいで、次の認定要件のいずれかに該当する世帯（生活保護を受けている世帯を除く）

	認定要件					備 考			
①	令和 4 年 10 月以降 生活保護が廃止または停止された。					生活保護を受けていた時と世帯構成が変わっていない場合に限ります。			
②	札幌市で児童扶養手当を受給している(A)、または 令和 4 年 11 月以降に受給したことがある(B)。					(B)は、児童扶養手当を受けていた時と世帯構成等が変わっていない場合に限ります。			
③	令和 4 年度または令和 5 年度のいずれかにおいて、高校生以下を除く世帯全員(※1)の市町村民税が非課税または全額免除された。					同一年度に全員が非課税である又は全額免除されていることが必要です。			
④	高校生以下を除く世帯全員分(※1)の 令和 4 年中の所得の合計額が下表の限度額以下だった。					医療費自己負担額を支払った世帯 (※2)、失業者がいる世帯 (※3) は、世帯の所得の合計額から一定額を控除できる場合があります。			
	世帯人数	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人
	所得限度額(※4)	186 万円	232 万円	252 万円	288 万円	341 万円	410 万円	480 万円	558 万円
	給与収入目安(※5)	277 万円程度	343 万円程度	369 万円程度	414 万円程度	480 万円程度	567 万円程度	654 万円程度	741 万円程度
⑤	令和 4 年度以降、風水害・地震・火災等の災害により個人事業主等に係る個人事業税が全額免除された。								
⑥	令和 4 年度以降、社会福祉協議会から、福祉費のうち生業経費、技能習得関係経費、支度関係経費のいずれかの貸付を受けた。(※6)								

(※1) 生計維持者が単身赴任等で別居している場合や離婚前提で別居している場合、居所が異なっても世帯員に含みます。住民票や家計が別の場合であっても、同一住居にお住まいの方は同一世帯員とします。なお、離婚調停や裁判中の場合は配偶者を同一世帯とみなさないことができる場合があります。

(※2) 医療費は、所得税の医療費控除（特例を除く）の対象となる費用に限ります。健康診断や予防接種は対象外です。

(※3) 申請時点で無職・無収入の方に限ります。雇用保険の特例一時金を受けている方は対象外です。

(※4) 所得は、収入から必要経費を差し引いた額です。給与の場合は支払金額ではなく給与所得控除後の額となります。

(※5) あくまでも目安です。収入がある方の人数や金額によって所得額が異なる場合がありますのでご了承ください。

(※6) 表に掲載の 3 費目に限ります。緊急小口資金（新型コロナウイルス感染症に伴う特例貸付を含む）は対象外です。

3 申請方法

次ページの 4 に記載の必要書類を、お子様が在学する学校（小学校入学予定のお子様のための世帯は入学予定校）に提出してください。小学生と中学生など学校が異なるお子様が複数名いる世帯は**いずれか 1 校に提出してください。在籍校ごとに別々に提出する必要はありません。**2 校以上に重複して提出しないようお願いいたします。

